

3. 教育長の報告 なし

4. 議 事

(1) 議案第1号 玉野市教科書用図書選定委員会条例の制定について

(石川教育長) 継続審議となっている議案第1号から始める。
本案は、地方公務員法等の改正により、特別職の任用が厳格化されることを受けたものだ。教科用図書の選定委員は、専門的な知見を持つ者として特別職とすることが妥当と判断されることから、任命の根拠となる条例を整備するものだ。
また、教員は県職員だが、選定委員の任命により市職員の身分が与えられる。本来の職務ではない市の仕事を行うにあたって条例の根拠をもって対応しようとするものだ。
委員報酬は任命権者の許可があれば受け取れるが、学校の仕事の延長線上にあるという考えから、実際の支給はなしとする方向だ。

(学校教育課長補佐) なお、改正法の施行は平成32年4月であり、必ずしも今の時期の整備を必要とするものではない。補足があればお願いしたい。
教育公務員は職務に専念する義務があるが、「教育に関する他の職を兼ね、または事業や事務に従事すること」について、本来の職務の遂行に支障が無いと任命権者が認めれば、「給与を受け又は受けずに職を兼ねたり事業や事務に従事することができる」と法は定めている。

任命権者の考え方については、置き換えの制度があるため、県費の教職員については、「任命権者は市町村教育委員会と読み替えること」と定められている。したがって、市教委が認めれば兼務は可能だ。

ただ、報酬については、勤務時間中の兼職で報酬を受けようとした場合、通常の給与との二重支給となるため、仮に報酬を得るのであれば、本来の職を欠勤とし、その分を給与から差引かなければならない。選定委員の職に就く間は職務専念義務免除を適用し、兼務による報酬を発生させず、交通費のみを支払うことにより、法への抵触を避けることができる。

(石川教育長) 兼職の判断は県から市教委に任されていると考えて良いか。
(学校教育課長補佐) よい。

- (野田委員) 職務専念義務を免除して兼職を認めるのであれば、報酬を受けてもよいのではないか。
- (教育総務課長) 本来の業務に専念しなくてもよいだけでその間も給与は発生する。専念する義務だけ免除されているという考え方になる。
- (野田委員) 今まではどうだったのか。
- (学校教育課長補佐) 勤務時間外の拘束時間をもって研究調査にあたっていた。
- (野田委員) そういうものではないのか。
- (学校教育課長補佐) 県や他市の状況についても調べたが、勤務時間内で全て終わらせている。
- (野田委員) それは会議のことであろう。私も経験があるが、会議に備え、調べものや準備があるはず。それは報酬の対象外という事か。
- (学校教育課長補佐) そのとおりだ。
- (石川教育長) 条例の考え方としては、会議への出席に対して報酬が発生する格好だ。
- (教育総務課長) 特別職の業務には、専門的な知見をもってあたることになる。報酬は会議への出席に対するもので、知見を補うための準備は対象とならない。
- (野田委員) 保護者等の教員以外の選定委員には報酬が出るということか。
- (教育総務課長) そうだ。
- (野田委員) 報酬の金額はどの様に決まるのか。
- (教育総務課長) 玉野市の日額報酬の規定に準じている。

(承認)

(2) 議案第5号 玉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

(就学前教育課長) 資料により説明。

(承認)

(3) 議案第6号 玉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

(就学前教育課長) 資料により説明。

(承認)

(4) 議案第7号 玉野市立公民館自動体外式除細動器(AED)貸出要綱の一部改正について

(社会教育課長) 資料により説明。

(承認)

5. 協 議 なし

6. その他

(1) 玉野市学校給食センター整備運営事業の進捗について

(教育総務課長) 資料により説明。

(野田委員) P2に省エネルギー設備の導入とあるが、例えば太陽光の設備等を求めているのか。

(教育総務課長) あくまでも提案によるものだ。どう評価するかはこれから決めるが、安全な給食の提供とコストをいかに落とせるかにウェイトを置いたものになるだろう。

(野田委員) 給食懇談会では放課後児童クラブへの提供を求める声もあった。私も色々なことに対応できる施設が良いと思うが、「議会の指摘が..」という回答だった。具体的にどのような指摘があるか。

(教育総務課長) 以前は幼稚園への給食提供も検討したが、本市の財政状況を考慮すれば、必要最小限の機能とサービスにすべきという意見が多かった。教育委員会としては、コストアップに繋がらない提案があればと考えている。

(野田委員) 給食のない夏休みを活用する提案はよいと思ったのだが。

(教育総務課長) 業者選定は最終的なコストでの勝負になるが、提案に盛り込むことを排除するものではない。

(野田委員) 先日的高等学校在り方検討委員会では、商工高校で給食が出来ないかという意見もあった。

(教育総務課長) 小中学校の給食費＝提供コストではない。幼稚園も同様だが、公費を投入して提供範囲を拡大する事は難しい。

(石川教育長) 災害対応については、例えば釜の一つをガスで使えるようにするなど、何かしらの考えを示すよう求める予定だ。

(大川委員) この事業は国からの補助はあるのか。省エネの部分があれば、別途補助金が発生する可能性はあるか。

(教育総務課長) 内容によっては文科省以外の、例えばガスであれば経産省の補助が活用できる場合もある。

(大川委員) アレルギーの個別対応は非常に難しいのではないかと。

(石川教育長) まず施設は整備するが、どのような対応とするかは、学校、保護者と引き続き丁寧に進めなければならない。

(野田委員) 興味を持っている事業者はいくつかあるか。
(教育総務課長) 複数の事業者から問い合わせは来ている。

(2) 平成31年3月/4月 月間行事予定について

(教育総務課長) 資料により説明。

次回、教育委員会は平成31年3月26日(火) 15:30から第4委員会室で開催するので参集願います。

以上で、第3回教育委員会を閉会します。

議事録調整者

書記

山内 祐樹



会議録署名委員

教育長

石川 雅史



〃

教育長職務代理者

大川 佳郎

